

（問 7）公開買付けに係る株券等の買付け等について、公開買付者が、公開買付期間中に公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受けた場合、公開買付けの撤回等を行うことができますか。裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合はどうですか（法第 27 条の 11 第 1 項関係）。

（答）

当該事前通知（独占禁止法第 49 条第 5 項参照）に係る排除措置命令（同法第 17 条の 2 第 1 項参照）の具体的な内容にもよりますが、例えば、株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じるものである場合、通常、株券等の取得につき「許可等」（令第 14 条第 1 項第 4 号）を得られなかったものとして、公開買付けの撤回等を行うことができると考えられます。

また、同法第 10 条第 1 項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令（同法第 70 条の 13 第 1 項参照）の申立てを受けた場合も同様に、通常、公開買付けの撤回等を行うことができると考えられます。

（注）いずれの場合も、公開買付開始公告及び公開買付届出書において、上記のような事情が生じたときは公開買付けの撤回等をする必要がある旨の条件を付していることが必要となります。

（問 8）公開買付けに係る株券等の買付け等について、独占禁止法上の株式取得の事前届出を行った場合において、公開買付期間の末日の前日までに同法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間が終了しない場合、公開買付けの撤回等を行うことができますか（法第 27 条の 11 第 1 項関係）。

（答）

公開買付期間の末日の前日までに、独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間（以下「措置期間」といいます。）が終了しない場合、通常、株券等の取得につき「許可等」（令第 14 条第 1 項第 4 号）を得られなかったものとして、公開買付けの撤回等を行うことができると考えられます。

（注）公開買付開始公告及び公開買付届出書において、上記のような事情が生じたときは公開買付けの撤回等をする必要がある旨の条件を付していることが必要となります。

ただし、公開買付けの開始時期及び株式取得の事前届出を行う時期の決定並びに公開買付け期間の設定等において、公開買付け期間の末日の前日までに待機期間(同法第10条第8項参照)が終了するようにする必要がありますと考えられます。

(問9) 公開買付けに係る株券等の買付け等について、独占禁止法上の株式取得の事前届出が必要な場合、公開買付け届出書の「株券等の取得に関する許可等」の欄にどのような記載をする必要がありますか。また、添付書類として、どのような書類を添付する必要がありますか(法第27条の3第2項関係)。

(答)

公正取引委員会から排除措置命令の事前通知を受けることなく措置期間が終了すること及び公正取引委員会に対する事前相談において独占禁止法上問題ない旨の回答を受けることが公開買付け届出書の「株券等の取得に関する許可等」の欄における「許可等」に当たるものとして記載すべきであると考えられます。

具体的には、独占禁止法上の事前届出が必要である旨、事前届出を行った日又は行う予定の日及び待機期間が終了した日又は終了する予定の日に加え、公正取引委員会に対する事前相談を行ったか否か、及び行った場合にはその結果等を記載する必要がありますと考えられます。

(注) なお、「株券等の取得に関する許可等」の欄には、(3)において、原則として、許可等の「番号」を記載する必要がありますが、「番号」に相当するものがない場合には記載を要しないものと考えられます。

また、上記の意味での「許可等」を得ている場合には、「許可等があったことを知るに足る書面」(他社株府令第13条第1項第9号)として、公正取引委員会に対する事前相談において独占禁止法上問題がない旨の回答を受けたこと又は公正取引委員会から排除措置命令の事前通知を受けることなく措置期間が終了したことを確認することができる書面(公正取引委員会から交付を受けた書面がある場合には当該書面、公正取引委員会が書面を交付していない場合には上記事実を証する旨の公開買付け者の代表者名義の書面)を添付する必要がありますと考えられます。

(問 10) 公開買付けに係る株券等の買付け等について、公開買付期間中に措置期間が終了した場合、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要がありますか（法第 27 条の 8 第 2 項関係）。

(答)

公開買付届出書の届出日までに許可等がない場合、後に許可等があった時点で訂正届出書を提出しなければなりません（他社株府令第二号様式記載上の注意（8））、公開買付者が、公正取引委員会に対する事前相談において独占禁止法上問題がない旨の回答を受けており、その旨を「許可等」として公開買付届出書に記載している場合、公開買付期間中に措置期間が終了したことをもって公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要はないと考えられます。

これに対し、公開買付者が、公正取引委員会に対する事前相談を行っていない場合やその回答を得ていない場合、公開買付期間中に、公正取引委員会から排除措置命令の事前通知を受けることなく措置期間が終了したことについて、「許可等」があったものとして、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要があると考えられます。

この場合、当該訂正届出書において、「許可等があったことを知るに足る書面」（他社株府令第 13 条第 1 項第 9 号）として、公正取引委員会から排除措置命令の事前通知を受けることなく措置期間が終了したことを確認することができる書面を添付する旨の訂正も必要であると考えられます。

(問 11) 公開買付けに係る株券等の買付け等について、独占禁止法上の株式取得の事前届出を行った場合において、公開買付期間中に措置期間が終了しない場合、公開買付期間を延長することはできますか（法第 27 条の 6 第 1 項関係）。

(答)

公開買付期間が 60 営業日を超えない限り延長することができますが、60 営業日を超えて延長することは、令第 13 条第 2 項第 2 号イ又はロに該当する場合でない限りできません。